

旭川農業振興地域整備計画（昭和49年旭川市告示第93号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面（変更等理由書）を次のとおり縦覧に供する。

旭川市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の案について、縦覧期間中に、旭川市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に旭川市にこれを申し出ることができる。

令和7年4月4日

旭川市長 今 津 寛 介



1 旭川農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

令和7年4月5日から

令和7年4月19日まで

2 旭川農業振興地域整備計画の案の縦覧場所及び時間

(1) 場所 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階 旭川市農政部農政課

(2) 時間 午前8時45分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 旭川農業振興地域整備計画の案に対する意見書の提出

(1) 提出方法及び提出先

持参・郵送 〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

旭川市農政部農政課

ファックス 0166-26-8624

電子メール nousei@city.asahikawa.lg.jp

(2) 提出期限 縦覧期間満了の日

(3) 注意事項 個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

(4) 処理結果 提出された意見書について、要旨をとりまとめ、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告する。

4 旭川農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に対する異議の申出

(1) 異議の申出先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階
旭川市農政部農政課

(2) 申出方法

次の事項を記載した書面を持参又は郵送により提出すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議の申出に係る農用地利用計画の案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他の権利の種類並びにその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

オ 異議の申出の趣旨及び理由

カ 異議の申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議の申出の年月日

(3) 申出期限 令和7年5月7日

(4) 注意事項

異議申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議の申出をするときは、異議申出書には、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を添付すること。